

第6章 文化財の保存及び活用に関する事項

6-1.文化財の保存・活用の現況と今後

(1)岡崎市全体に関する方針

本市は古く旧石器時代に形成が始まった矢作川や乙川流域の文化を素地とし、その後、中近世には徳川家康公生誕の地である岡崎城を核とし東海道を取り込んだ城下町が形成され、さらに近代以降は度重なる市町村合併等によって拡大し発展してきた。現在を生きるわれわれは、こうした過去から受け継いだ、貴重な歴史文化資産の価値を明らかにし、大切に守るだけでなく、後世に正しい形で伝え残していく責務がある。

市内には、平成28年(2016)3月末現在、国指定文化財30件、県指定文化財38件、市指定文化財256件、総数324件の指定文化財がある。登録有形文化財は16件である。これらの文化財は文化財保護法や愛知県文化財保護条例及び岡崎市文化財保護条例等の法令に基づき、その保存・活用が図られている。

しかし、市内には未指定の文化財も数多くあり、『新編岡崎市史』編さん時(昭和52年(1977)度～平成4年(1992)度)、及び同『額田資料編』編さん時(平成18年(2006)度～平成22年(2010)度)に文化財としての調査はされたものの、未指定文化財は法律の庇護下にはなく知らないうちに滅失してしまうおそれがあるため、それらもまた地域の歴史文化を物語る貴重な資源として捉え、継続的な悉皆調査を通して、積極的に状況把握に努めていくことが必要となっている。さらに、調査によってその価値が評価されたものについては、所有者の理解を得て、順次、市の指定又は国の登録制度を活用して、適切に保存するよう検討していくものとする。

こうした本市における文化財保護と活用の方針を明確にするために、文化財保護行政のマスタープランとなる「文化財保存活用地域計画」を策定し、文化財をその周辺環境も含めて総合的に保存・活用を図っていく。

市内には、数多くの文化財があるものの、それらの多くは「点」として存在しており、それぞれをつなぐネットワークや回遊性が不足している現状にある。このため市民や来訪者が文化財の価値を認識し、保存・活用への意識を高めてもらうために、文化財を巡り、散策する上での拠点となる施設や休憩所、各種案内板を設置し、まちなみ整備と連携した施策を実施していくものとする。

また、市民が身近にある文化財に関心を持ち、その価値に気づき、理解を深め、誇りと愛着のもと自らまちづくりに活かしていくよう、文化財情報を発信していくものとする。

一方、こうした有形文化財だけでなく、現在も継承されている祭礼行事や民俗芸能、伝統産業等については、少子高齢化、経済事情等により継承が困難な状態になりつつある。これ

らの活動に取り組む団体への支援のしくみを作り、後継者の育成につなげていくものとする。

(2) 重点区域に関する具体的な計画

岡崎城下及び東海道地区には、岡崎城を中心とする城下町があり、その周辺には松平氏・徳川家ゆかりの社寺が多く存在している。岡崎城跡については、平成15年(2003)3月に「史跡岡崎城跡整備基本構想」、平成16年(2004)3月に「史跡岡崎城跡整備基本計画」を策定し、計画に基づき保存整備事業を実施してきた。計画策定後、10年以上が経過し、発掘調査の蓄積、岡崎城公園を取りまく事業計画等諸条件の変化により、岡崎城跡の歴史文化資産としての資産価値を高めるため、基本計画を改訂すべき状況となっている。平成27年(2015)度から28年(2016)度の2か年で「史跡岡崎城跡整備基本計画」を改訂し、この計画に基づいて、今後保存及び活用を進めていく。

岡崎城跡の価値の一つは総構えの広さにある。先ずは総構え全体の中で遺構が残されている可能性の高い区域、及び絵図・文献資料等の調査研究により城郭の重要遺構と推定される区域については、機会を捉え順次発掘調査を行っていく。平成28年(2016)年の発掘調査では、菅生川端で横矢枠形を3箇所備えた延長400mに及ぶ城郭石垣が確認された。こうした調査結果により遺構の重要性が高いと確認された範囲については史跡の追加指定を検討する。資料、石垣、発掘等の調査成果の蓄積により、岡崎城跡の本来の形態が明らかとなった事実を活かした整備を実施し、岡崎城跡の価値のさらなる向上をめざす。今回策定する計画では整備の対象を総構えエリアまで広げた範囲とし、その存在規模を視覚的に確認できるような整備を行う。旧城下町である市街地まで流れのある整備・活用を検討し、「岡崎城下二十七曲り」を始め旧東海道までの回遊性の向上を図っていくものとする。

また、岡崎城下及び東海道地区には、祭礼山車が多く残っており、現在も曳き回しが行われている。しかし、後継者不足や巡回ルートの確保等の課題があるため、保存会等と連携し継承に向け取り組んでいくものとする。

滝山寺地区は、滝山寺、滝山東照宮、日吉山王社が一つの境内地に建ち、また、この境内地を舞台に滝山寺鬼祭りが行われる。老朽化した建造物については、文化庁等の関係機関と連携を図り、修理を行っていくものとする。

重点区域内には重要文化財を始め数多くの文化財があるが、現状ではその価値が市民に十分に認識されていない状況にあるため、分かりやすいパンフレットやガイドブックの作成、文化財教室の開催等を通じて普及啓発に取り組んでいくものとする。

また、未指定・未登録の歴史的建造物に対する調査研究を、あいちヘリテージマネージャー(建築士)に依頼し、文献調査、関係者へのヒアリング調査、現地調査等により行い、保存及び活用を図るものとする。

6-2.文化財の修理(整備)

(1)岡崎市全体に関する方針

文化財の修理においては、日常的な観察と定期的な現状把握に努め、破損等が判明した場合には、その状況や緊急性を勘案して修理時期を検討し、修理を実施していく。指定文化財の修理及び整備にあたっては、その内容に応じ所有者の経済的負担を軽減するために、必要な経費に対して補助金を交付し、文化財の確実な保存・活用を図る。

市所有の文化財においても、重要文化財建造物「旧額田郡公会堂及物産陳列所」のように、経年劣化による破損が見られるものがあるため、保存活用計画を作成し、適切に維持、管理した上で修理を行っていくものとする。

指定文化財の修理及び整備を実施する場合には、文化財保護法等の法令に基づき、適切な手続きを行った上で、文化庁や愛知県教育委員会から指導、助言を受けるとともに、岡崎市文化財保護審議会等の関係機関の意見聴取の上、実施していくものとする。

また、岡崎城跡等の重要な文化財の整備に際しては、専門家等の知見を得るため、検討委員会を組織し、発掘調査等の調査を実施した上で、史実に基づいた適切な整備を行っていくものとする。

(2)重点区域に関する具体的な計画

文化財の修理及び整備に際しては、文化財保護法等の法令に基づいた手続を遵守し、関係機関との連携を図り、また専門家等の知見を得ながら実施していくものとする。

岡崎城公園の整備では、岡崎城跡に指定されている岡崎城公園が持つ歴史的価値に鑑み、その歴史を活かした公園として再整備を進めていくこととする。岡崎城跡では、平成15年(2003)3月に「史跡岡崎城跡整備基本構想」、平成16年(2004)3月に「史跡岡崎城跡整備基本計画」を策定し、これに基づきこれまで整備を行ってきた。平成27年(2015)から28年(2016)の2か年で「史跡岡崎城跡整備基本計画」を改訂した。その後の資料、石垣、発掘等の調査成果の蓄積により、岡崎城跡の本来の形態が明らかとなった事実を活かした整備を実施していくこととする。総構えを含め遺構が残されている可能性の高い区域については、指定地内外を問わず順次発掘調査を行い、遺構の復元について検討していくものとする。

また、平成26年(2014)度に石垣の現状について悉皆調査と崩落等の危険度の判定を実施しており、今後、専門家による検討委員会を設置し、当時の石積みを可能な限り保存する修理方法を検討した上で、順次修理を行っていくものとする。

現在は市街地となっている旧総構えにあたるエリアでは、旧城郭・旧城下町であるという

歴史的条件を活かしたまちづくりと岡崎城公園内と関連させ、総構えの城下町を囲む総堀や二十七曲り(旧東海道)の「見える化」も進め、歴史文化を体感する歩行者空間の整備を行っていくものとする。

岡崎城跡の城郭関連施設であった籠田総門跡、御馳走屋敷跡、また籠田公園、御旗公園等の総堀の遺構が残存している可能性がある箇所については発掘調査を順次進め、遺構が確認できた場合には、保存・復元等の整備方法を検討していくものとする。

重点区域内には、重要文化財建造物を始め、多くの歴史的建造物が存在する。これらの中には、経年による老朽化がみられるものもあることから、適切な修理・修景を実施していく。指定文化財の修理においては、補助金を交付し、適切な文化財の保存・活用を図る。

旧額田郡公会堂及物産陳列所(重要文化財)は、重要文化財としての価値を伝え建物内部も公開していくとともに、本市の文化財を展示する場としての活用などの検討を進め、保存修理を行っていくものとする。

6-3.文化財の保存・活用に向けた施設

(1)岡崎市全体に関する方針

本市には、登録博物館として「岡崎市美術博物館」があり、文化財の収集、保管、調査、研究を行うとともに、様々な展覧会を開催し、文化財の活用を行っている。

その他、文化財の活用を行う施設として、市南部の六ツ美地域の歴史や文化財を展示紹介する「六ツ美歴史民俗資料室」や、藤川宿脇本陣跡に建てられ藤川宿に関する資料を展示する「藤川宿資料館」、人々の暮らしの移り変わりや祭り、岡崎の偉人の功績等の歴史資料を紹介する「岡崎むかし館」がある。岡崎城公園内の「岡崎城天守」は江戸時代の岡崎を紹介する歴史資料館となっている。また、同じく岡崎城公園内の「三河武士のやかた家康館」では、三河武士や松平氏の歴史と家康公の生涯に関する歴史資料を展示している。民間の施設では、「岡崎信用金庫資料館」や「八丁味噌の郷」等が存在する。

本市は旧石器時代から現代に至るまで連綿と続く歴史や文化を常設で展示、紹介する施設がなく、また市内にある数多くの文化財に対して、それを展示するための施設が不足している。

このため、市内の全ての文化財施設の目的を明確にした上で、個々の施設の役割や機能を整理し体系立てるとともに、特色を持たせてすみ分けるなど、施設が果たす役割を位置づけていくとともに、岡崎の通史を常設で展示、紹介する場を設けるものとする。

(2)重点区域に関する具体的な計画

岡崎城公園内の施設では、「岡崎城天守」「三河武士のやかた家康館」がある。岡崎城天守は、江戸時代の岡崎を紹介する歴史資料館となっており、三河武士のやかた家康館は、家康公と家康公に仕えた三河武士たちの人間像を中心に展示を行っている。これらの施設は、家康公顕彰の核となる施設として引き続き活用していくものとする。

大樹寺では、大方丈障壁画岡田為恭筆(重要文化財)等の文化財を収蔵する施設、滝山寺では木造観音菩薩・梵天・帝釈天立像(重要文化財)等を安置する宝物殿があり、これらとも連携を図っていくものとする。

旧額田郡公会堂及物産陳列所(重要文化財建造物)は、昭和44年(1969)より市郷土館本館、同収蔵庫棟として利用されていたが、平成22年(2010)度より耐震性能の不足から閉館中である。郷土館の機能は美術博物館に引き継がれたものの、岡崎の通史等の常設展示の場がないなど課題がある。

具体的な活用方法は、保存活用計画策定時に決定することとなるが、耐震補強・保存修理

工事を実施し、建物の価値を示すよう整備し内部を公開するとともに、本市の文化財を展示・紹介する文化財巡りの拠点施設として活用していくことを検討していく。

市民や来訪者が文化財の価値を認識し、保存・活用への意識を高めてもらうため、文化財を巡り、散策する上での観光情報の発信機能やまち歩きの休憩機能を備えた拠点施設の整備を行っていくものとする。

6-4.文化財の周辺環境の保全

(1)岡崎市全体に関する方針

文化財の周辺環境は、文化財の魅力に強い影響力を持つ。特に建造物や史跡など土地に密着する文化財は、文化財単体にのみ措置を講じるだけでなく、その周辺環境と一体的に措置を講じることにより、文化財の魅力を高めることが重要で、周辺環境とともに活かされ、保存されるべきである。そのためには、都市計画法や景観法等の関連法令等と連携し、文化財とその周辺環境を一体的に保全することが求められる。

文化財周辺の景観を阻害する要素は、その改善や除去をするとともに、景観法を活用した景観の規制誘導を図ることにより文化財の魅力の向上を図る。また、文化財の説明板や案内板、誘導サイン等の公共サイン、便益施設等の公共施設は、新たに設置する際や劣化によりその機能を発揮できていないものを再整備する際は、文化財や周辺の環境と調和したものとする。このほか、文化財の周辺環境の景観向上を図るため景観行政と連携して、無電柱化や道路の美装化を推進する。

(2)重点区域に関する具体的な計画

重点区域には、重点的に景観形成を図っていく地区である「大樹寺から岡崎城への眺望」「八帖地区」「藤川地区」の景観形成重点地区が含まれており、文化財も含めた歴史的なまちなみ景観の維持・再生とともに、無電柱化や道路の美装化を推進していく。また、景観を阻害する要素となっている屋外広告物等の除去や修景など歴史的な環境と調和した整備を行うものとする。

街道沿いでは、祭礼山車が今も残され、祭礼の日には山車の曳き回しが現在も行われている。電柱電線類が街道沿いの旧城下町や旧宿場町の面影を残すまちなみを背景に町衆が山車を曳く景観を阻害しているため、無電柱化を進めていく。祭礼等の伝統行事の場として歴史的な趣が感じられるまちなみ景観の整備を進めていくものとする。

6-5.文化財の防災・防犯

(1)岡崎市全体に関する方針

文化財を適切に保存・活用していくために、火災や震災等の災害に対する備えや防犯体制の強化を行う必要がある。

本市の地域防災計画に基づき、適時、適切な修理並びに常に文化財及び周辺の環境整備を実施するとともに、自動火災報知設備、防火水槽、防火壁の設置、消防車両等の進入用道路及び活動用空地の確保を促進し、被害を最小限にできるよう努める。市内に保存されている文化財の実態を把握し、特に、建造物、絵画、彫刻、工芸品など有形の文化財の保護のため、文化財の修理、防災施設の設置及び環境の整備を促進し、火災、風水害及び地震災害に対する予防措置を推進する。

また、消防機関と連携し、文化財防火デー等の機会を利用して、市内の文化財建造物に対する防火査察を実施するとともに、火災を想定した文化財防ぎよ訓練を行い、非常時における防災設備の適切な使用や消防機関への迅速な通報、見学者や職員の避難誘導ができるよう、文化財の防火に対する意識の高揚を図っていくものとする。

文化財は、所有者及び地域住民の努力により、災害等から守られ今日まで受け継がれており、文化財所有者、消防署、地元消防団、周辺地域住民が連携を図り、文化財を守っていくという社会意識をより高めていくものとする。

近年、全国的に文化財が傷つけられる事件が発生しているため、防犯設備の設置や定期的な見回り、点検など防犯体制についても強化していくものとする。

(2)重点区域に関する具体的な計画

重点区域内の指定文化財については、自動火災報知設備、防火水槽、防火壁の設置、消防車両等の進入用道路及び活動用空地の確保を促進し、文化財及び周辺の環境整備を進めていくものとする。地震対策では、文化財建造物を中心に耐震診断を行い、耐震性がない場合は保存修理の際に、耐震工事を行うよう指導していくものとする。

文化財所有者、消防署、地元消防団、周辺地域住民が連携を図り、重点区域内の文化財建造物に対し、防火査察を実施するとともに、火災を想定した文化財防ぎよ訓練を行い、非常時における防災設備の適切な使用や消防機関への迅速な通報、見学者や職員の避難誘導ができるよう、文化財の防火に対する意識の向上を図っていくものとする。さらに、防犯対策も、防犯設備の設置や定期的な見回りを地域の協力の下で行っていけるよう防犯体制を強化していくものとする。

6-6.文化財の保存・活用に向けた普及啓発

(1)岡崎市全体に関する方針

本市では、文化財の保存と活用に対し、広く市民の理解と協力を得るため、文化財情報の提供と様々な普及啓発活動を行っている。毎年、夏から秋にかけて、文化財移動教室を開催し、建造物を始め、美術工芸品、史跡や遺跡、民俗文化財、天然記念物等分野別のコースを設定して、それぞれを専門とする岡崎市文化財保護審議会委員の解説で市内の文化財を巡り、文化財に親しむ機会を設けている。親子文化財教室では、子ども達が体験を通じて、身近な文化財について興味や関心を持つきっかけとなるよう実施している。また、「文化財目録」や「文化財ガイドマップ」等の配布や、指定文化財に対する説明看板の設置を行っている。

しかし、生活の場や身の周りに指定文化財等があることが十分に認知されていないため、学校教育や生涯学習の場においても、文化財への関心と理解の向上を深める場や機会を積極的に設けることが必要である。

身近な文化財を紹介するための案内板や施設等の整備に加え、文化財の公開等を積極的に行い、市民が文化財に親しむ機会を増やしていくものとする。また、イベントやシンポジウム等の開催や、文化財に係る情報を整理し、パンフレット等の情報誌の配布やホームページでの公開等を通じて、多様な形で情報を発信していき、市民が文化財に対して親しみや愛着、誇りを持てるよう努めていくものとする。

文化財への回遊性の向上を図り、観光・交流を促進するため、乗換拠点となる主要駅で文化財パンフレットと共に公共交通マップを配布する。また、バスのフリー切符など企画切符等を検討し、バス、タクシー等を活用した交通環境の整備を検討していく。

指定文化財だけでなく、未指定の文化財も含め、祭礼行事等の無形民俗文化財の調査を実施し、活動記録の作成を行う。無形民俗文化財の魅力や伝承の大切さを伝えるとともに、さらにはそれらを活かした地域の活性化につなげていくものとする。

(2)重点区域に関する具体的な計画

重点区域内の指定文化財については案内板を設置しているが、老朽化したものもあるため、順次更新していくものとする。

岡崎城公園内の必要な場所には案内板を設置しているが、岡崎城跡の価値を高めるために、石垣、堀、櫓跡等の遺構や、石垣や城郭特有の動植物等に対する案内板の充実を進めるとともに、総合案内板、方向指示板等の各種サインについても近世の雰囲気に合わせたデザインで統一を図る。また、旧城下町についても岡崎城跡と連動した回遊性の向上に向けて、分か

りやすい周遊コースを設定したり、サイン表示の統一やパンフレット等を作成したりする。

また、来訪者を歴史的資産へ誘導するために観光ルート等に関する案内板を設置する。

文化財移動教室等の開催に関しては、歴史的風致の視点を取り入れ、重点区域を含むコースの設定や子ども向けの歴史学習教室を開催し、本市の歴史文化資産や歴史まちづくりを理解する機会を提供していくものとする。

県指定無形民俗文化財である滝山寺鬼祭りの調査を行い、報告書を作成した。また、映像記録を撮影し、情報発信をしていくものとする。

6-7.埋蔵文化財の取扱いの現状と今後

(1)岡崎市全体に関する方針

本市における周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)は、旧石器時代から江戸時代にわたる約440箇所が確認されている。

周知の埋蔵文化財包蔵地において開発を行う場合は、事業者が文化財保護法に基づく届出又は通知を行うこととされており、遺跡の保護が困難な場合には、発掘調査を実施し、記録保存とする。

埋蔵文化財の保存及び活用にあたっては、それぞれの遺跡の状況を把握した上で、その保護に十分留意し、文化庁及び愛知県教育委員会の指導や助言を受けながら進めていくものとする。

周知の埋蔵文化財包蔵地内で開発が必要となる場合は、開発側と協議の上、試掘調査を実施し、その結果を踏まえて現状保存又は記録保存を行うこととする。さらに、開発箇所が埋蔵文化財包蔵地に隣接している場合は、必要に応じて試掘調査や工事立会いを行い、可能な限り埋蔵文化財の保存に努める。

(2)重点区域に関する具体的な計画

重点区域内の埋蔵文化財については、市全体の方針と同様に、開発業者による必要な届出と事前協議を徹底する。試掘調査等による埋蔵文化財包蔵地の現況把握を行い、範囲の拡大についても検討する。

史跡岡崎城跡の価値を高めることを目的に整備を行う上で、復元等を検討する資料とするため、発掘調査や文献調査等の詳細調査を実施する。

岡崎城跡内の月見櫓など復元の可能性がある場所について、順次発掘調査を進めていくものとする。総構えについても、岡崎城の城郭の広さを示すには石垣等を実際に見せていくことが有効であると考えるため、資料調査により総構え内の総門等の重要な遺構があると推定される場所について、順次、公有地等での発掘調査を行い、史跡指定の追加を検討していくものとする。

6-8.文化財の保存・活用に向けた各種団体との連携

(1)岡崎市全体に関する方針

本市においては、様々な団体が文化財の保存・活用に関わっている。特に、民俗文化財では、「滝山寺鬼まつり保存会」「千万町神楽保存会」「六ツ美悠紀斎田保存会」「デンデンガッサリ保存会」「万足平を考える会」等の活動により保存や伝承がされてきた。また、史跡等においても、地元保存会等が清掃や管理を行っている。

岡崎城公園内では、「観光ボランティアガイド」が解説を担当し、その他、「旧日本多忠次邸サポーターの会」「悠紀の里サポーターの会」がそれぞれの施設の解説を行っている。さらに、あいちヘリテージマネージャー養成講座を開講している「愛知建築士会」や「愛知県登録有形文化財の所有者会(登文会)」が、文化財の保存・活用に関する各種取組みを行っている。

今後は、これらの各種団体との連携や多様な活動の一層の活性化を図るため、必要な情報提供や人材育成等の支援を積極的に行い、地域住民等が主体となる文化財保護活動を進めていくものとする。

(2)重点区域に関する具体的な計画

岡崎城公園内では「観光ボランティアガイド」が公園内の名所や史跡を案内し解説を行っている。旧東海道沿いでは、「藤川まちづくり協議会」「本宿・山中まちづくり協議会」等が地元宿場町等の歴史文化資産の保存と活用を行っている。歴史文化資産を案内する案内人(観光ガイド)の養成、スキルアップを行うなど、これらの活動がさらに活性化していくよう支援を行っていくものとする。

無形民俗文化財では、祭礼山車を保持する保存会や町内会、滝山寺鬼まつり保存会等により継承されているが、後継者不足等の課題があるため、活動費の一部を補助するなど、後継者の育成や開催への支援を行っていくものとする。

また、無形民俗文化財の調査や活動記録の作成を行い、無形民俗文化財の魅力や伝承の大切さを伝えるとともに、地域の活性化につながるよう支援していく。

伝統的な技術や技法を保持する者と、そのもとで技術や技法を習得しようとする者に対し、技術伝承にかかる活動費の支援を行い、伝統的技術・活動の継承支援をしていく。

6-9.文化財の保存・活用に向けた体制の整備

本市では、主に教育委員会事務局社会教育課文化財班が文化財保護事務を担当し、文化財の保存、活用に関する業務を実施している。埋蔵文化財整理事務所も文化財班の所管である。平成27年(2015)4月1日現在の職員数と構成は次のとおりである。

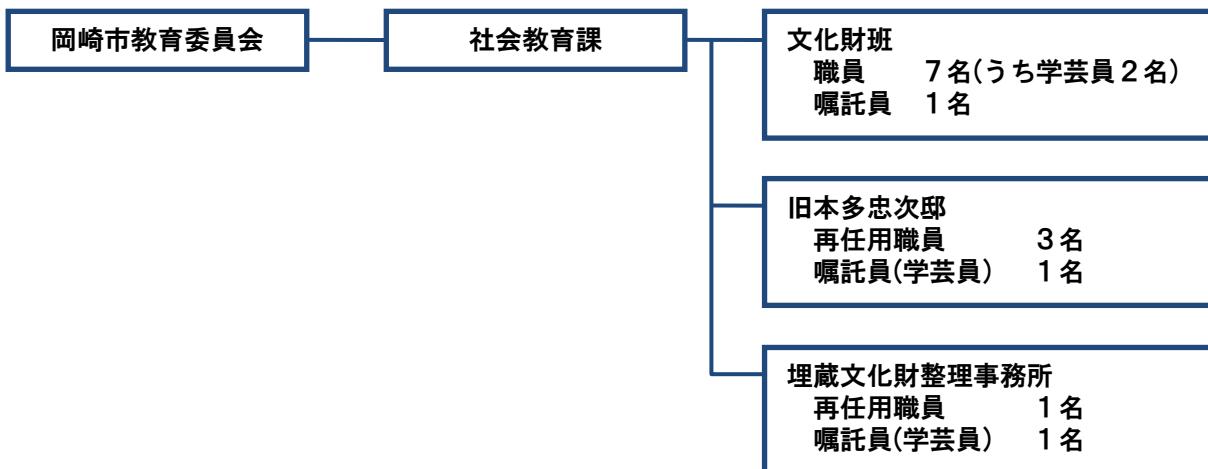


図6-9-1 市教育委員会の体制

教育委員会社会教育課では、従来は文化財の活用よりもむしろその保存に重点を置いてきたが、文化財の活用に関しては、文化芸術部美術博物館や経済振興部観光課等でも実施している。また、岡崎城跡については、都市整備部公園緑地課と連携して整備を進めている。

今後は、まちづくり部局と一層の緊密な連携を図りながら、歴史文化資産を活かしたまちづくりを重点的かつ一体的に推進していくため、必要となる推進体制と組織づくりを行う。また、そうした体制を下支えする特定分野に特化した専門性の高い文化財担当職員(学芸員)の確保及び育成を行う。

一方、文化財の保存と活用に関する重要事項については、文化財保護法第190条第1項及び岡崎市文化財保護条例に基づき設置された岡崎市文化財保護審議会において、調査審議している。

なお、文化財保護審議会は、学識経験者等による委員12名で構成されており、専門分野別では、考古1名、建造物1名、民俗1名、美術工芸1名、天然記念物2名、歴史5名となっている。

今後は、文化財保護審議会で審議される文化財の新たな指定、解除、現状変更、さらには文化財の保存や活用に関する指導や助言を歴史まちづくりに活かすため、文化財部局とまちづくり部局との緊密な連携を図っていくものとする。

